



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 高等教育の修学支援新制度の 見直しについて

令和6年2月

高等教育局 学生支援課 高等教育修学支援室

# 2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



## 対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した  
**大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校**  
 に通う学生が支援を受けられます。



## どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



**世帯収入や資産の要件を満たしていること**

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）



**進学先で学ぶ意欲がある学生であること**

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も本人の所得で判定し低所得であれば支援対象（生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けている者）

## 給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。  
 （第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

| 区分           |     | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|--------------|-----|------|-------|
| 大学・短期大学・専門学校 | 国公立 | 35万円 | 80万円  |
|              | 私立  | 46万円 | 91万円  |
| 高等専門学校       | 国公立 | 21万円 | 41万円  |
|              | 私立  | 32万円 | 52万円  |

※支給額は単位未満を四捨五入しています。



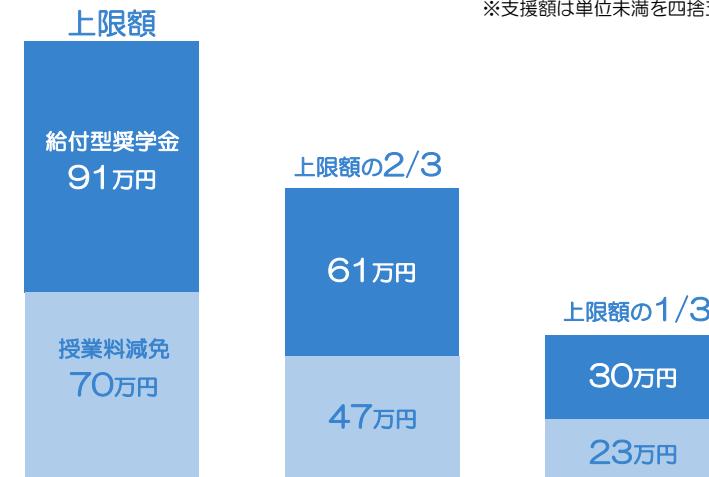
## 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、  
 本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)

※支援額は単位未満を四捨五入しています。



進学資金シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

年収目安

～270万円  
 住民税非課税世帯  
 〈第Ⅰ区分〉

～300万円  
 〈第Ⅱ区分〉

～380万円  
 〈第Ⅲ区分〉

**注) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります**

## 授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。  
 （第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 授業料等の免除・減額の上限額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

|        | 国公立  |      | 私立   |      |
|--------|------|------|------|------|
|        | 入学金  | 授業料  | 入学金  | 授業料  |
| 大学     | 28万円 | 54万円 | 26万円 | 70万円 |
| 短期大学   | 17万円 | 39万円 | 25万円 | 62万円 |
| 高等専門学校 | 8万円  | 23万円 | 13万円 | 70万円 |
| 専門学校   | 7万円  | 17万円 | 16万円 | 59万円 |

※上限額は単位未満を四捨五入しています。



# ① 機関要件の見直しについて

# 現行の大学等の要件（機関要件）

○支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育**を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. **実務経験のある教員等**による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

\* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

\* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の**役員**に**外部人材が2人以上**含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、**厳格かつ適正な成績管理を実施・公表**していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき**財務諸表等**（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や**進学・就職の状況**など**教育活動に係る情報を公表**していること。

○教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定（私立学校のみ対象の要件）。

▶次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

# 経営に係る要件の見直しについて

## I 経緯・概要

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言)及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)を踏まえ、「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」において、昨年12月14日に「高等教育の修学支援新制度の見直しについて(報告)」が取りまとめられ、学校法人等の経営に係る要件(大学等における修学の支援に関する法律施行規則第3条第2号に規定する基準)については、下記枠内の内容のとおり見直しを行うこととなりました。

下記の1.又は2.のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

### 1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

- ①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること
- ②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

### 2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

## II 改正後の要件による機関要件確認審査の導入時期について

令和6年度の機関要件の確認審査から、改正後の要件による要件確認を実施予定

### Ⅲ 改正後の経営に係る要件の取扱い(留意事項)について

#### (1)「1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件」に係る留意事項

経営に係る要件の改正案「1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件」の導入にあたり、現行の確認取消しの運用においても、

①やむを得ない事由がある場合であって、

②速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合

には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、

確認大学等に係る確認の取消しを猶予するとの運用を行う

ことと「機関要件の確認事務に関する指針」に記載している

(右記参考を参照)ところであるが、

上記①のやむを得ない事由として、「1.」の要件に該当

しつつも、該当した要因が、学部等の設置や施設整備の

戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、

収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の

流出がない場合については、猶予の対象事由として取り扱う

こととする。

(参考)機関要件の確認事務に関する指針(2023年度版)(抄)

#### 5. 確認の取消しに係る標準的な処理(主なもの)

(1) 確認要件を満たさなくなった旨の届出があった場合の確認の取消し(修学支援法第9条第1項第一号・第15条第1項第一号、施行規則第8条第1項)

・ 確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは、その旨を機関要件確認者に届け出る。「Ⅷ 様式参考例」の③



・ 機関要件確認者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなった旨の届出を受けたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表する。

・ ただし、確認要件を満たさなくなったことについて、(1) やむを得ない事由がある場合であって、(2) 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合には、確認要件を満たさなくなった旨の届出を受けた旨の公表を留保することもあり得る。



・ 機関要件確認者は、確認大学等に状況を確認するとともに、状況の改善の見込について聴取することとする。



・ その上で、確認要件を満たさなくなったことについて、  
(1) やむを得ない事由がある場合(例: 外部理事が突然死亡したことにより、「学外者である理事の複数配置」に係る確認要件を満たさなくなった場合)であって、  
(2) 速やかに確認要件を再び満たすと見込まれる場合(例: 確認大学等の設置者が新たな外部理事を速やかに任命しようとしている場合)には、当該事情を考慮して、確認要件を再び満たすまで、確認大学等に係る確認の取消しを猶予するといった運用を行うこととする。



・ その後に、確認大学等が、確認要件を再び満たした場合、機関要件確認者は、確認大学等に係る確認の取消しを行わないことになる。



## (2)「2. 収容定員に関する要件」に係る留意事項

- ①「大学・短期大学・高等専門学校の場合」における、「進学・就職率」について  
「就職・進学率」の集計方法は、次の「A」又は「B」いずれかの方法を選択して算出することとする。

### A)学校基本調査を利用する場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{卒業者数}]$$

・就職者数:「就職者等※」と「臨床研修医」の合計

※「就職者等」とは、「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者」、「臨時労働者」を含む。

・進学者数:「大学院研究科」、「大学学部」、「短期大学本科」、「専攻科」、「別科」、  
「専修学校・外国の学校等入学者の数」の合計

・卒業者数:「状況別卒業者数」の計

注:上記「 」は、「卒業後の状況調査票(様式第30号)」に掲載のデータ

### B)学校基本調査を利用しない場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{就職希望者} + \text{進学希望者}]$$

・新制度の支援対象とならない「留学生」は除くこととする

・「就職者」、「進学者」の範囲は、「A」と同じ考え方

・「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

・「進学希望者」とは、卒業年度中に進学準備を行い、大学等卒業後速やかに進学することを希望する者をいい、卒業後の進路として「就職」「留年」などを希望する者は含まない。

※「海外留学」は、調査時点で進路未定の場合は含まない。

・「就職・進学率」の調査時点は、更新確認申請書の提出開始日(5月1日)までであって、卒業日の前後を問わず、学校が適切と判断する時期とする。

## ②「専門学校の場合」における「各都道府県知事等の判断基準」について

以下のA・B2つの要件を満たす場合に、都道府県知事の判断により確認取消しを猶予することができるものとする。

### A)地域に類似の専門人材育成を行う機関が(原則として)他に存在しないこと

※以下のア、イ両方を満たすことが必要

#### ア「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」について

以下の○のいずれかに該当する場合に条件を満たすと判断。

- 当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校
- 上記以外で都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校
  - ・取得や受験資格のために当該課程の卒業・修了を必須としない国家資格
  - ・その他当該地域の実情に鑑みて必要性が高いと都道府県知事が認める民間資格を取得できる学校
- 職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

#### イ「他の教育機関による代替の困難性」について

以下の場合に条件を満たすと判断。

- ・地域(通学圏)に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと
- ・なお、地域に複数の機関が存在する場合でも、地域内に当該職域の人材が不足していることが客観的に明らか(例:求人倍率が高い、自治体や地域の職能団体から明文化された定員維持の要請がなされている等)であれば、条件を満たすと判断することが可。客観的な指標を用いて確認すること。

### B)当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が直近年度で50%以上であること。

- ・「就職者」の考え方については大学・短大・高等専門学校の場合に準じる。
- ・「地元」については、卒業後の勤務地が学校所在地(県内)であることを原則とする。大都市圏や県境付近の学校など、状況によっては経済的なつながり等を踏まえ、都道府県知事が認める場合には、近隣県まで範囲を広げることも可能とする。

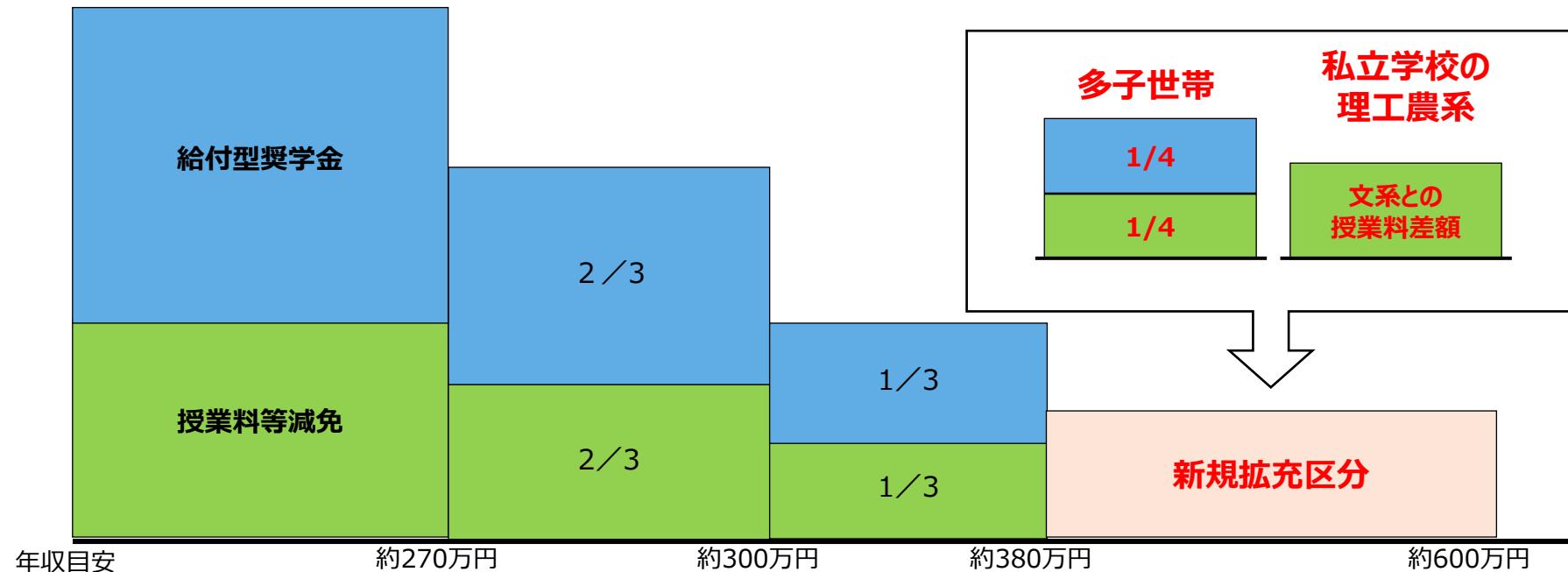
## ② 令和6年度以降の制度改革について

# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

## 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



### <支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階(大学、短大、高専4・5年生、専門学校)
- ・多子世帯支援: 扶養する子の数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援)が対象
- ・理工農系支援: 学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

### <支給水準>

- ・多子世帯支援: 全額支援の1/4支援(給付型奨学金と授業料等減免)
- ・理工農系支援: 私立学校における文系との授業料差額  
(人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援)

【奨学金の改正について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 奨学金事業の充実

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)

【理工農系支援の対象機関について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 理工農系学部学科の対象機関リスト(令和5年12月1日)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm)



# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)に係る 授業料等減免上限額・給付型奨学金の支給額(第IV区分)(予定)

## 【授業料等減免】

多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を減免する。私立理工農系の学部等に通う学生等に対しては、授業料平均額の文系との差額に着目して授業料等減免を行う。

## 【給付型奨学金(学資支給金)】

多子世帯の学生等に対してのみ、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を支給する。

### <昼間制>

|        |     |     | 授業料減免額<br>(年額) | 入学金減免額  | 給付額 |         |          |
|--------|-----|-----|----------------|---------|-----|---------|----------|
|        |     |     |                |         | 月額  | (参考)年額  |          |
| 大学     | 多子  | 国公立 | 134,000円       | 70,500円 | 自宅  | 7,300円  | 87,600円  |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 16,700円 | 200,400円 |
|        |     | 私立  | 175,000円       | 65,000円 | 自宅  | 9,600円  | 115,200円 |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 19,000円 | 228,000円 |
|        | 理工農 | 私立  | 233,400円       | 86,700円 | 自宅  |         |          |
|        |     |     |                |         | 自宅外 |         |          |
| 短期大学   | 多子  | 国公立 | 97,500円        | 42,300円 | 自宅  | 7,300円  | 87,600円  |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 16,700円 | 200,400円 |
|        |     | 私立  | 155,000円       | 62,500円 | 自宅  | 9,600円  | 115,200円 |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 19,000円 | 228,000円 |
|        | 理工農 | 私立  | 155,000円       | 62,500円 | 自宅  |         |          |
|        |     |     |                |         | 自宅外 |         |          |
| 高等専門学校 | 多子  | 国公立 | 58,700円        | 21,200円 | 自宅  | 4,400円  | 52,800円  |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 8,600円  | 103,200円 |
|        |     | 私立  | 175,000円       | 32,500円 | 自宅  | 6,700円  | 80,400円  |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 10,900円 | 130,800円 |
|        | 理工農 | 私立  | 233,400円       | 43,400円 | 自宅  |         |          |
|        |     |     |                |         | 自宅外 |         |          |
| 専門学校   | 多子  | 国公立 | 41,700円        | 17,500円 | 自宅  | 7,300円  | 87,600円  |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 16,700円 | 200,400円 |
|        |     | 私立  | 147,500円       | 40,000円 | 自宅  | 9,600円  | 115,200円 |
|        |     |     |                |         | 自宅外 | 19,000円 | 228,000円 |
|        | 理工農 | 私立  | 147,500円       | 40,000円 | 自宅  |         |          |
|        |     |     |                |         | 自宅外 |         |          |

### <夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

|        |     |     | 授業料減免額<br>(年額) | 入学金減免額  |
|--------|-----|-----|----------------|---------|
| 大学     | 多子  | 国公立 | 67,000円        | 35,300円 |
|        |     | 私立  | 90,000円        | 35,000円 |
|        | 理工農 | 私立  | 120,000円       | 46,700円 |
| 短期大学   | 多子  | 国公立 | 48,800円        | 21,200円 |
|        |     | 私立  | 90,000円        | 42,500円 |
|        | 理工農 | 私立  | 90,000円        | 42,500円 |
| 高等専門学校 | 多子  | 国公立 | ※現在開講されていない    |         |
|        |     | 私立  | ※現在開講されていない    |         |
|        | 理工農 | 私立  | ※現在開講されていない    |         |
| 専門学校   | 多子  | 国公立 | 20,900円        | 8,800円  |
|        |     | 私立  | 97,500円        | 35,000円 |
|        | 理工農 | 私立  | 97,500円        | 35,000円 |

※ **通信教育課程**における第IV区分の授業料等減免額及び給付型奨学金の支給額はそれぞれ以下のとおり。  
(授業料減免額及び入学金減免額は多子世帯・理工農系共通、給付額は多子世帯の学生等のみ支給。)

授業料減免額(年額) .....**32,500円**  
 入学金減免額(一回限り支給) .....**7,500円**  
 給付額(年額) .....**12,800円**

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者・社会的養護を必要とする学生等の給付月額は以下のとおり。  
(これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短期大学、専門学校】 **国公立...8,400円、私立...10,700円、** 【高等専門学校】 **国公立...6,500円、私立...8,800円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

# 支援対象者の要件(個人要件)等<所得に関する要件と目安年収>

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

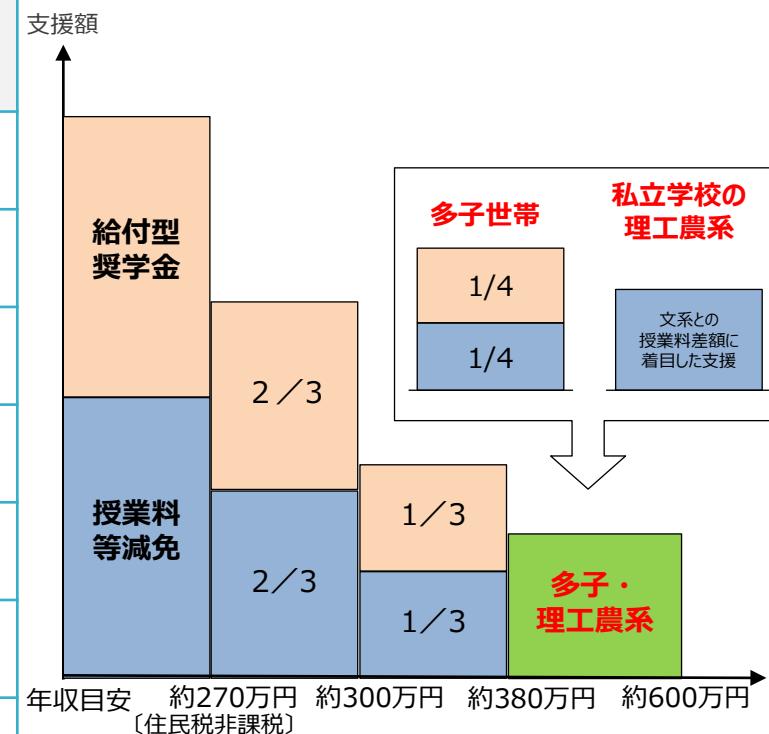
【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

【基準額】第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満  
 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満  
 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満  
 第Ⅳ区分(多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援) 51,300円以上～154,500円未満【予定】

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

| 所得基準に相当する目安年収(例)   |                 | 住民税非課税  | 準ずる世帯   |         |                                 |
|--|-----------------|---------|---------|---------|---------------------------------|
|  |                 | 第Ⅰ区分    | 第Ⅱ区分    | 第Ⅲ区分    | 第Ⅳ区分                            |
| ケース  | 支援額             | 3分の3    | 3分の2    | 3分の1    | 多子：4分の1<br>理工農：文系との授業料差額に着目した支援 |
| ひとり親世帯<br>(母のみが生計維持者の場合)                                 | 子1人(本人)         | ～約210万円 | ～約300万円 | ～約370万円 | ～約630万円                         |
|  | 子2人(本人・高校生)     | ～約270万円 | ～約360万円 | ～約430万円 | ～約680万円                         |
|  | 子3人(本人・高校生・中学生) | ～約270万円 | ～約360万円 | ～約430万円 | ～約680万円                         |
|  | 子3人(本人・大学生・高校生) | ～約350万円 | ～約450万円 | ～約510万円 | ～約700万円                         |
| ふたり親世帯<br>(両親が生計維持者)<br>(注)片働き(一方が無収入)の場合で、配偶者控除が適用される場合 | 子1人(本人)         | ～約220万円 | ～約300万円 | ～約380万円 | ～約640万円                         |
|  | 子2人(本人・中学生)     | ～約270万円 | ～約300万円 | ～約380万円 | ～約640万円                         |
|  | 子3人(本人・高校生・中学生) | ～約320万円 | ～約370万円 | ～約430万円 | ～約680万円                         |
|  | 子3人(本人・大学生・高校生) | ～約360万円 | ～約450万円 | ～約520万円 | ～約740万円                         |



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。  
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。  
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。  
 「進学資金シミュレーター」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

## 【制度全般】

問1 この制度は、いつから始まるのですか。

⇒ 令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)

問2-1 対象となる学校はどこですか。

⇒ 一定の要件を満たすことを確認された大学等(大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校)に通う学生の方が対象です。なお、理工農系支援は私立の学校に通う学生の方が対象です。

問2-2 6年生の学部は、6年間支援の対象となりますか。

⇒ 修業年限が6年間の医学部・歯学部等の場合、修業年限内は支援を受けることができます。

問3 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。

⇒ 新たに支援する区分(p.1の新規拡充区分)の対象となる方は、世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。例えば、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯の場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。

問4 なぜ、600万円程度なのですか。

⇒ 現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。

問5 いつ申し込めば良いですか。

⇒ 令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。

現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

## 【多子世帯支援】

問6 「多子世帯」とは具体的にはどのような内容ですか。

⇒ 扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。

問7 多子世帯支援の場合、支援額はどの程度でしょうか。

⇒ 全額支援の4分の1(授業料等減免と給付型奨学金)の支援を行う予定です。

## 【授業料等減免上限額(予定額)】

|        | 国公立  |       | 私立   |       |
|--------|------|-------|------|-------|
|        | 入学金  | 授業料   | 入学金  | 授業料   |
| 大学     | 約7万円 | 約13万円 | 約7万円 | 約18万円 |
| 短期大学   | 約4万円 | 約10万円 | 約6万円 | 約16万円 |
| 高等専門学校 | 約2万円 | 約6万円  | 約3万円 | 約18万円 |
| 専門学校   | 約2万円 | 約4万円  | 4万円  | 約15万円 |

## 【給付型奨学金(予定額)】

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 国公立 大学・短期大学・専門学校 | 自宅生 約9万円、自宅外生 約20万円  |
| 国公立 高等専門学校       | 自宅生 約5万円、自宅外生 約10万円  |
| 私立 大学・短期大学・専門学校  | 自宅生 約12万円、自宅外生 約23万円 |
| 私立 高等専門学校        | 自宅生 約8万円、自宅外生 約13万円  |

問8 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていけば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象から外れます。

問9 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。

⇒ 3人目の子ではありません。1人目から対象になります。ただし上のお子さんが卒業するなどして扶養から外れると、多くの場合、下のお子さんは対象から外れることとなります。

問10 どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。

⇒ 同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。上の子供が独立したご家庭への支援継続よりも、次の代の新たに進学する子を抱える家庭への支援を優先したいと考えています。

問11 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

問12 令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されると聞いたのですが、令和7年度以降は、令和6年度からの多子世帯の中間層への支援は、なくなるのでしょうか。

⇒ 令和6年度は全額支援の4分の1の支援(問7参照)ですが、令和7年度以降、授業料・入学金については、所得制限は設けず、現行制度と同様に無償化します。また、令和6年度から支給が開始される給付型奨学金については、令和7年度以降も年収約600万円以下の世帯については、年収に応じた支給を受けることができ、より支援が充実することとなります。

# 令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

## 【理工農系支援】

問13 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。

⇒ 私立の大学・短大・高等専門学校(4・5年生)・専門学校に通う学生の方が対象となります。

問14 理工農系支援の場合、支援額はどの程度でしょうか。

⇒ 授業料の人文社会科学系等との差額に着目して授業料等減免で支援を行う予定です。  
(参考：授業料等減免上限額)

|      | 入学金  | 授業料   |        | 入学金  | 授業料   |
|------|------|-------|--------|------|-------|
| 大学   | 約9万円 | 約23万円 | 高等専門学校 | 約4万円 | 約23万円 |
| 短期大学 | 約6万円 | 約16万円 | 専門学校   | 4万円  | 約15万円 |

問15 理工農系支援の対象校(対象学部・学科)は、どこになるのでしょうか。

⇒ 対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科について、リストを公表しています。  
以下のリンクから御確認下さい。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm)

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 私立学校の理工農系学部・学科のリスト(予定)

問16 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。学部・学科の名称だけでは判断つきません。

⇒ 例えば、「データサイエンス学科」、「コンピュータシステム学科」、「環境創生学科」など、「理学」・「工学」・「農学」といった言葉が学部・学科の名称が入っていない場合でも対象となる場合があります。  
各学校から申請された後、文部科学省において確認・審査を行い、対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科のリストを公表しておりますので、具体的な学部・学科は上記のリンクから御確認下さい。

問17 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

なお、令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されますが、理工農系支援は令和7年度以降も引き続き支援されます。また、令和7年度以降、多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合は、多子世帯の支援となります。

# 「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

## 課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著



## 加速化プランでの対応

### 高等教育費支援の大幅拡充

#### ●多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）

- **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
- \* 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）

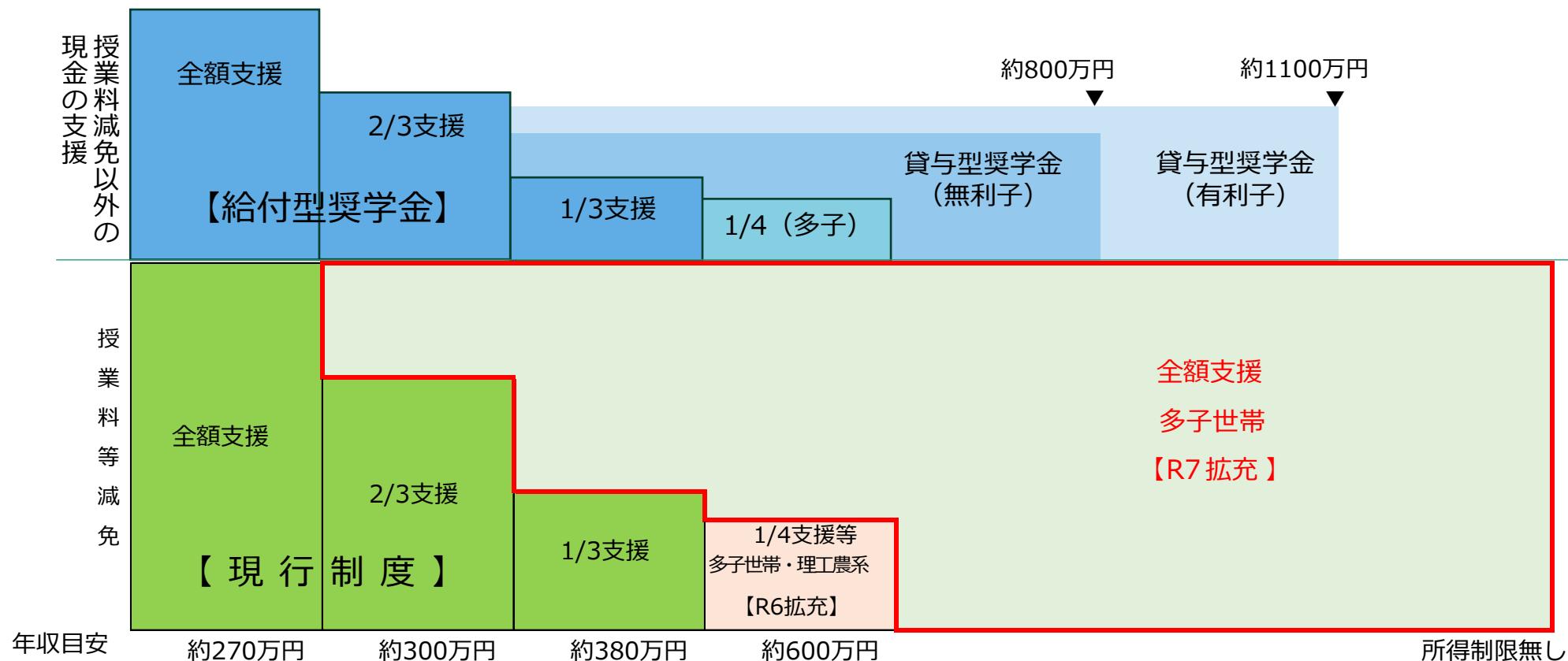
➢ 2025（令和7）年度から実施

\* **多子世帯**：扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）



## 目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



### ◀ 授業料支援の上限

現行制度と同様、  
 国公立大学：約54万円  
 私立大学：70万円  
 （入学金は国公立約28万円、私立26万円）  
 （大学以外も校種・設置者ごとに設定）

# 「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

○子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする  
 ※子供が多い家庭への支援という趣旨

○あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

目指す効果  
 (例)

- 「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持たない」という状況を改善  
 ※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。  
 ※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。
- 多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。

